交通広報

令和２年No．２
長崎警察署

進路変更時や右左折時の合図、ちゃんと出してますか？

～合図不履行違反～

違反点）１点
反則金）大型車　7,000円
普通車　6,000円
二輪車　6,000円
原付車　5,000円

車両の運転者は、
- 右折又は左折するとき
- 転回するとき
- 同一方向に進行しながら進路を変えるとき

は、方向指示器（ウインカー）等により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまでその合図を継続しなければなりません。

合図のタイミングは…？

★右折・左折★
右折又は左折しようとする地点又は交差点の手前の側端から30メートル手前

★転回★
転回しようとする地点から30メートル手前

★同一方向進行時の進路変更（車線変更）★
進路変更（車線変更）しようとするときの3秒前

同一方向進行時の
進路変更（車線変更）

３秒前

合図！

合図！

30メートル手前

右折・左折

30メートル手前

合図！

方向指示器（ウインカー）等による合図は、
車の動きをほかの車に知らせる大切なもの。
車同士の重要なコミュニケーションなのです！